

相談室だより

令和4年8月5日 420号

公益財団法人井之頭病院理念「患者様の権利尊重」

基本方針1. 人権を尊重した医療の提供

2. 誠心、誠意、誠実をこめた奉仕

3. 社会復帰促進とノーマライゼーションへの援助

発行:井之頭病院相談室 0422-44-5331(代)

〒181-8531 三鷹市上連雀 4-14-1

URL <https://www.inokashira-hp.or.jp>

今月の相談室だよりの紙面

2ページ	アルコール症センター交流会のご報告
3ページ	だよりの情報広場～障害者地域相談支援センターすまいる荻窪～
4ページ	当院の畑のご紹介／自立支援医療制度 心身障害者医療費助成制度（マル障）について／編集後記



【当院を利用されているご家族向けの催し】

わわわ会・家族懇談会・かけはし

対象：当院を受診したことがある方のご家族、当院の医師や精神保健福祉士による有料相談に来られたご家族
※アルコール依存症を除く

参加方法：予約制（各回定員があります） 当院2号館1階4番相談受付窓口に来院、または電話で各担当までお申込みください。参加方法をご案内いたします。（☎0422-44-5331 代表）

【つながろう 家族のための わわわ会】

オンライン(Zoom)開催

統合失調症等の治療や支援、ご本人との付き合い方について一緒に学び合う場です。1クール5回シリーズですが、どの回からでも参加できます。

日時：8月27日(土) 10:00～11:30

※毎月最終土曜日

テーマ：いっしょに歩むリハビリテーション

講師：当院リハビリ担当スタッフ

内容：各回、講義と質疑

予約制

定員：各回 15名まで

費用：無料 テキスト（5回分含）をご希望の方は相談窓口（4番）で販売中（500円税込み）

今後の予定：9/24(土) 10:00～11:30

テーマ：「私」らしく暮らす

～暮らしに役立つ福祉サービス～

【家族懇談会】 対面開催

ご家族の日頃の悩みや気になっていることについてスタッフも一緒に考える場です。

ご家族自身の気持ちを話したり、他のご家族の体験談を聞き、その中でご家族自身の気持ちを整理したり、つながりを感じていただければと思っています。

日時：8月27日(土) 14:00～15:00

（13:45 受付開始）※毎月最終土曜日

予約制

定員：8名まで

【家族セルフヘルプグループ かけはし】 対面開催

新型コロナウイルス感染症拡大状況により、中止となる場合があります。開催日前日に当院ホームページ「新着情報」をご確認いただくか、事前にお問い合わせください。

日時：8月13日(土) 14:00～15:00

※毎月第2土曜日

予約制

内容：家族による家族のための相談例会です。定員：10名

アルコール関連



対象：当院を受診したことがある方のご家族、当院の医師や精神保健福祉士による有料相談に来られたご家族

参加方法：予約制 参加ご希望の方は当院のホームページよりお申込みください。

（トップページよりご来院の皆様へ→ご家族向け→家族教育プログラムまたは家族ミーティングの「参加方法」より予約フォームへアクセスしてください。）

※ 詳細や実施状況については当院ホームページをご覧ください

【アルコール家族教育プログラム】

オンライン(Zoom)開催

予約制

アルコール依存症に関する医師と精神保健福祉士による講義をオンラインで月2回配信しています。

日時 8月6日(土)・20日(土) 10:00～11:10

※毎月第1・第3土曜日

内容：第1週 アルコール依存症とその治療について
(担当：医師)

第3週 アルコール依存症からの回復と社会資源
(担当：精神保健福祉士)

【アルコール家族ミーティング】

オンライン(Zoom)開催

ご家族自身の気持ちを整理し、ご本人との関係を見直すことを目的としています。ご家族同士のつながりのなかで癒されることを実感していただいています。

日時：8月6日(土)・20日(土)

11:15～12:00

※毎月第1・第3土曜日



アルコール症センター交流会を開催しました！



R4年7月14日に、当院にて「アルコール症センター交流会」が初めて開催されました。交流会を開催するまでの経緯と当日の様子について担当スタッフに報告してもらいました！

アルコール症センターでは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降、依存症から回復された方々に来院してお話しいただく「メッセージ」のオンラインへの切り替え、入院中からの自助会への参加中止など、回復のために大切な病棟プログラムの内容を、一部変更せざるをえない状況が続いています。また、患者さんとの対面による面会を控えていただいたり、話し合いにオンラインで参加していただくなど関係者のみなさまには感染対策のために日々、ご協力をいただいています。

コロナ禍が続く数年のうちに、当初の戸惑いは解消されつつありますが、関係機関の方々との関係性が希薄になってしまっていることへの危惧があります。

そこで、当院のアルコール症センターの取り組みをあらためて知っていただくこと、関係機関の方々との顔の見える関係性の構築をめざし、アルコール支援関係者向けにオンライン講演会・交流会を開催することとしました。

当日は福祉事務所、保健所、依存症回復施設、地域包括支援センター、医療機関など38機関63名の支援者が参加してくださり、当院永井常高医師による「アルコール依存症～疾病概念と治療～」の講義、当院アルコール症センターの紹介、参加者からの質疑応答、意見交換を行いました。



参加者からは、当院アルコールデイケアの取り組み、アルコール治療につながっていない方への支援、介入方法、関係機関の連携について等の質問をいただきました。

質問は簡単にお答えできる内容ではないものも多く、各機関でアルコール依存症の方々に日々向き合い、奮闘されていることを実感しました。

意見交換をするなかで、アルコール依存症の専門治療を行う当院として果たすべき役割を再認識し、真摯に取り組んでいかななくてはならないと強く思いました。

かつてのように、気軽に大勢で集まり、交流の機会を持つことはこれから先も当分難しいでしょう。しかし今の状況だからこそできることを模索し、当院の機能を介して関係機関の方々と連携し、アルコール依存症の方の治療と回復に結びつく取り組みをしていきたいと思えます。コロナ禍の産物として、多くの支援者にオンライン形式の講演会・交流会に躊躇なく参加していただけたことは、ありがたいことでした。当日の開催までに、交流会事務局を中心にプログラム内容の検討、資料作成、機材の設営、リハーサル等取り組んできました。至らないところもあり、ご迷惑をおかけしてしまった方々には大変申し訳ありませんでしたが、今後も時代の変化と関係機関等のニーズに柔軟に対応しながら、誠実に医療の提供と支援に取り組んでいきたいと思えます。



ご参加いただいた皆さま
ありがとうございました！





だよりんの情報広場



今年度は、当院に地域移行支援に関わってくださっている地域の事業所のご紹介をしていきます。
今月は杉並区にある『すまいる荻窪』野瀬様にご寄稿いただきました。



すまいる荻窪（社会福祉法人めぐはうす）とは

杉並区障害者地域相談支援センター「すまいる」は区内に3か所あります。「すまいる」では、障害種別や手帳の有無を問わず、日中活動の相談・居場所探し・その他生活の困りごとなど、広く障害者やその家族などの生活全般に関する相談を行っています。

すまいる荻窪を受託している「社会福祉法人めぐはうす」は、元々精神科病院で働く看護師が、帰る場所がないために「社会的入院」を余儀なくされている患者さん達を目の当たりにし、地域に住む場をつくらうとグループホームを設立したのがはじまりです。すまいる荻窪の他にも就労移行支援事業所B型作業所や地域活動支援センターなどでの活動も行っています。

井之頭病院との関わり

コロナ禍以前は病棟で直接交流をしていましたが、現在は病棟とオンラインでつないで、当事業所のピアサポーターと入院中の患者さんとで毎月グループ交流をしています。病気や障害と付き合いながら地域で暮らしている様子をお伝えすることで、『自分でも退院できるかもしれない』と感じていただけたら嬉しいです。また、個別に退院に向けての支援もしています。

地域移行プシ事業の取り組みにおける特徴

退院への動機づけや地域での生活の具体的なイメージづくり等の支援をする（杉並区独自の）事業です。

杉並区障害者地域相談支援センター「すまいる」（3カ所）の職員、ピアサポーター等が個別に支援します。対象エリアについてはご相談ください。退院の意思が明確になった段階で、障害者総合支援法の地域移行支援サービスに引き継ぎます。

対象者や対象地域、利用方法

精神科病院に入院されていて、周囲からそろそろ退院に向けて考えていこうと言われているが、不安があってなかなか決断ができない方などが対象です。

利用方法は、杉並区基幹相談支援センターか当事業所へご連絡いただくか、病棟担当のソーシャルワーカーにご相談下さい。

地域移行プシ事業のやりがい

お会いしていくうちに退院したらこんな事したい、あそこへ行きたいなど、意欲や希望が出てどんどん表情や言葉が変わっていくところにやりがいを感じます。

読者のみなさまに一言

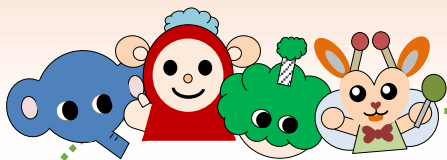
すまいる荻窪のピアサポーターが井之頭病院とオンラインでのグループ交流や個別支援でも活躍しています。先行きの見えない不安の中で立ちすくんでしまいそうな時、自分と同じような体験をもち、それを分かち合い、支え合える仲間（ピア）の存在は、一歩を踏み出す大きな力になるのではないのでしょうか。今後共どうぞ宜しくお願いいたします。



メンバー手作りの「消毒スタンド」

次回は
中野区地域生活支援センター『せせらぎ』
をご紹介します





当院の「畑」をご紹介します

新型コロナウイルス感染症の再拡大も影響し、当院でも面会や外出等が以前のようにできない状況が続いております。そこで、少しでも院内の様子をお伝えしたいと思い、今回は、病院の中庭にある畑をご紹介します。



食べごろトマト



赤くなる予定のトマト

院庭西側にある、猫の額ほどの広さの畑では、園芸を担当するデイケアの利用者さんがナスやトマトなどを、栽培しています。



おいしそうですね。ナス！



矢車菊

お住まいの市区町村の障害福祉の窓口にお問合せください。

自立支援医療制度をご存知ですか？

「自立支援医療」とは、統合失調症、そううつ病、うつ病、アルコール依存症等について、通院医療の際にかかる医療費の一部を公費で負担する制度です。利用すると、自己負担額は保険診療の1割となります（注：登録した医療機関や薬局、訪問看護ステーションに限ります。なお、当院は院外処方です）。また、対象者の「世帯」の所得等に応じて1ヶ月の自己負担の限度額が設定されており、さらに、都内在住の方は、「世帯」が非課税の場合、申請により自己負担額がゼロになります。更新は1年ごとで、2年に一度診断書の提出が必要になります。当院での診断書料金は5,500円(税込み)です。お住まいの自治体によって、独自に診断書料金の助成が受けられる場合があります。

心身障害者医療費助成制度（マル障）をご存知ですか？

精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方（※）は、申請により「マル障」が利用できます。「マル障」を利用すると、医療機関での（精神科以外でも）外来・入院にかかる保険診療の自己負担が1割となり、住民税非課税の方は自己負担が免除となります（ただし、入院中の食事療養費は対象外）。

※所得が基準額を超える方、生活保護受給中の方、65歳までに手帳の申請をしなかった方は対象外です。



新しい健康保険証、限度額認定証・標準負担額減額認定証のご提示をお願いいたします。
(2号館1階 ①～③医事課窓口 平日9時～17時)

コロナ禍、3度目の夏です。感染者が爆発的に増えておりますね。感染にも、熱中症にも気を付けて、少しくらい楽しい夏にしたいです（お）

9月の発行予定は、9/5です

ホームページでも相談室だよりの最新号やバックナンバーをご覧くださいませ

井之頭病院ホームページより「精神保健福祉相談」⇒ 相談室だよりの「ダウンロード」をクリック

